

公示送達書

下記の書類は、通常の方法では送達不能のため、当市役所総務部収納課に保管してありますので、いつでもお渡ししますから来庁のうえ受領してください。

なお、この掲示は、地方税法第20条の2の規定によるもので、この掲示を始めた日から起算して7日を経過した日に下記書類が送達されたものとみなされます。

令和8年6月26日

群馬県太田市長 穂積 昌信

送達すべき書類の名称	送達を受けるべき者
交付要求通知書	(氏名) 柳田 文夫